

令和元年 7 月 30 日

都道府県臨床（衛生）検査技師会  
会長各位

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会  
会長職務代行  
代表理事副会長 横地常広  
(公印省略)

日臨技「全員加入保険」の感染見舞金制度の充実について（通知）

平素より大変お世話になっております。

日臨技の「全員加入保険」の感染見舞金制度が、死亡・入院見舞金に加え、令和元年 6 月 1 日から新たに後遺障害見舞金、通院見舞金が加わりました。

詳細につきましては、別添資料をご確認ください。

また、日臨技ホームページや「医学検査」7 月号同封の「臨床検査技師必携医療安全ガイドブック（55 ページ）」で会員への広報を行っております。

今後、会報 J A M T、J A M T マガジンにも案内を掲載する予定ですので、会員への周知についてご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

問合わせ先  
事務局 割石  
TEL 03-3768-4722  
E-mail jamt@jamt.or.jp

令和元年6月1日より  
日臨技

# 「全員加入保険」の 感染見舞金制度が さらに充実しました！

入院見舞金・死亡見舞金に加え  
通院見舞金・後遺障害見舞金  
が新たに追加されました。



## 補償内容

日臨技の会員が「対象となる感染症」に罹患し、通院、入院、死亡または後遺障害が生じた場合に、右表の見舞金をお支払いします。

## 補償時間帯

- ・会員が臨床検査業務中に感染症に罹患した場合。
- ・日臨技や都道府県技師会が主催する行事中に感染症に罹患した場合。

例 学会、研修会や、日臨技等が行うボランティア活動中 など

## 対象となる感染症

見舞金の対象となる感染症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める1～5類の感染症、及び日臨技が給付の対象とする感染症（疥癬、成人性T細胞白血病、ウイルス性心外膜炎、伝染性単核球症、溶連菌感染による合併症）です。

インフルエンザや流行性角膜炎などの身近な感染症も補償の対象となります。

## 感染事故が起ったら…

日臨技HPより「感染事故報告書兼請求書」をダウンロードし、必要書類と併せて右記まで郵送またはPDFをメールにてご送付ください。

必要書類につきましては、QRコードより日臨技HPをご確認ください。



## 補償内容と見舞金額

2019年6月1日から、感染症による通院見舞金・後遺障害見舞金が新たに補償されます。

補償項目		見舞金額
死亡・ <b>New</b> 後遺障害見舞金 ※1		100万円
入院見舞金	入院日数 31日以上	10万円
	入院日数 21～30日	7万円
	入院日数 11～20日	5万円
	入院日数 1～10日	2万円
<b>New</b> 通院見舞金	通院日数 1日以上	1万円

※1 後遺障害保険金は、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4～100%をお支払いします。

- 同一の感染症については、年間を通して一回のお支払いとします。
- 同時期に2つ以上の感染症に罹患した場合、重複する期間については最初に罹患した感染症についてのみお支払いします。
- 「感染症の発病」は、医師により感染症と診断されることにより確定することとします。
- お支払いする見舞金額より振込手数料を差し引いた金額をお振り込みさせていただきます。

## お支払い例

勤務先施設で流行していたインフルエンザに罹患した。

お支払いする見舞金 **10,000円**（振込手数料含む）

## 【お問い合わせ先】

日臨技各種保険取扱代理店（株）メディックプランニングオフィス  
〒104-0033 東京都中央区新川2-22-6 SJビル2F  
TEL：0120-610020 Mail：rinsho@medic-office.co.jp

## 対象となる感染症名一覧

1. 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める1類～5類の感染症、  
 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症

分類	感染症名
1類感染症	【法】 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
2類感染症	【法】 急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）
3類感染症	【法】 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス
4類感染症	【法】 E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、炭疽、鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9）を除く）、ボツリヌス症、マラリア、野兔病 【政令】 ウエストナイル熱、エキノコックス症、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサナル森林病、コクシジオイデス症、サル痘、ジカウイルス感染症、重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱
5類感染症	【法】 インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く）、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 【省令】 アメーバ赤痢、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く）、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く）、クラミジア肺炎（オウム病を除く）、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、細菌性髄膜炎（髄膜炎菌、肺炎球菌、インフルエンザ菌を原因として同定された場合を除く。）、ジアルジア症、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、水痘、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、先天性風しん症候群、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、播種性クリプトコックス症、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、無菌性髄膜炎、薬剤耐性アシネトバクター感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症、流行性角結膜炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症
新型インフルエンザ等感染症	該当なし
指定感染症	該当なし
新感染症	該当なし

2. 一般社団法人日本臨床衛生検査技師会が給付の対象とする感染症

疥癬、成人性T細胞性白血病、ウイルス性心外膜炎、伝染性単核球症、溶連菌感染による合併症